

令和5年度第11回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和6年2月9日（金）午後2時00分 から 午後3時15分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（20人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		24番	坂入	進

4、欠席委員

		14番	宮崎	亨
		23番	瀬端	洋

5、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、議案

議案第 6 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について

議案第 6 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

議案第 6 3 号 現況確認証明（非農地証明）について

議案第 6 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規程による農用地
利用集積等促進計画案の提出について

議案第 6 5 号 令和 6 年度農業労働力賃金標準額の提供について

議案第 6 6 号 令和 6 年度貸借料情報の提供について

議案第 6 7 号 筑西市農地利用最適化推進委員候補者の決定について

4、報告

報告第 5 7 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告第 5 8 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 5 9 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について

5、閉会

6、農業委員会事務局職員

事務局長	横田 実
農地調整課長	中澤 俊明
農地調整課庶務調整係 課長補佐	高島 満
農地調整課庶務調整係 係長	渡邊 静香
農地調整課庶務調整係 主任	板橋 淳也
農地調整課庶務調整係 主任	廣瀬 崇

7、会議の概要

議長

只今より、令和5年度第11回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、20名であります。よって定足数に達していますので会議は成立いたします。

なお、欠席の報告がありました委員は、14番 宮崎委員、23番 瀬端委員です。
会議書記に、農業委員会事務局の横田局長、中澤課長、高島補佐、渡邊係長、板橋主任、廣瀬主任の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、7番 齊藤秀樹委員と8番 稲見委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、議案第61号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号12番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

はじめに、受付番号12番は、3番議席 栗島和子委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後2時5分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
廣瀬主任

それでは、廣瀬主任よりご説明申し上げます。

では、ご説明いたします。議案第61号、農地法第3条の規定による許可について、令和6年2月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。5ページをお願いします。

番号：12番、権利：所有権移転有償、所在：舟生字上木有戸、登記簿地目：田、現況地目：田、面積：2,378㎡、外1筆、合計2筆、合計面積3,007㎡、譲渡人又は貸主：筑西市舟生、譲受人又は借主：筑西市上野、経営面積、渡人：6,643㎡、受人：235,920.99㎡、受人の労力総数及び稼働数：3、3。以上となります。

議長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号12番について、調査委員の報告をお願いします。

栗島菊雄
委員

18番、栗島です。

12番を報告いたします。この受人の方ですが、度々この総会にも名がでると思うんですが、渡人の土地を今までもずっと耕作していたようで、渡人の方から今回の所有権移転の話がでて、受人がそのまま承諾して受けたという内容で

す。規模拡大ということで問題ないと判断しております。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 61 号、受付番号 12 番を採決いたします。

議案第 61 号、受付番号 12 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 61 号、受付番号 12 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、3 番議席 栗島和子委員の除斥を解きます。

午後 2 時 9 分 解除

つづいて、議案第 61 号、受付番号 2 番と 4 番から 11 番及び、13 番から 17 番について、事務局より説明願います。

事務局長 同じく廣瀬主任よりご説明を申し上げます。

廣瀬主任 では、2 ページをお願いします。

番号 1 番は保留となります。

2 番、所有権移転有償、村田字東芦間、畑、畑、391 m²、筑西市村田、筑西市稲荷、8,174 m²、82,125 m²、2、2。

番号 3 番は保留となります。

次のページをお願いします。

4 番、地上権、桑山字八番耕地、山林、畑、16,775 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 19,009 m²、栃木県佐野市高萩町、東京都港区六本木六丁目、19,009 m²。

5 番、所有権移転有償、蓮沼字反町、田、田、1,006 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,149 m²、栃木県宇都宮市上田町、筑西市蓮沼、5,452 m²、15,261 m²、2、2。

6 番、所有権移転有償、海老ヶ島字岡山、畑、畑、492 m²、筑西市松原、筑西市海老ヶ島、3,884 m²、0 m、2、2。

7 番、所有権移転有償、板橋字入江、田、田、1,093 m²、神奈川県川崎市麻生

区高石、筑西市藤ヶ谷、1,093 m²、33,026.58 m²、1、1。

次のページをお願いします。

8番、所有権移転有償、飯島字村西、田、田、3,550 m²、外1筆、合計2筆、合計面積 5,101 m²、水戸市上国井町、筑西市飯島、64,754.21 m²、49,705.87 m²、4、3。

9番、所有権移転有償、下高田字桧宮、田、田、690 m²、筑西市下高田、筑西市下高田、4,501 m²、5,310 m²、1、1。

10番、所有権移転有償、幸町三丁目、畑、畑、1,083 m²、筑西市柳、筑西市玉戸、15,660 m²、35,133 m²、1、1。

11番、所有権移転有償、布川字福塚、畑、畑、952 m²、筑西市布川、筑西市布川、2,043 m²、19,635 m²、2、1。

次のページをお願いします。

13番、所有権移転有償、古郡字北の前、畑、畑、274 m²、川崎市麻生区片平、結城市大字上山川、9,838 m²、0 m、1、1。

14番、所有権移転有償、伊讚美字中原、田、田、545 m²、外7筆、合計8筆、合計面積 6,055 m²、筑西市飯島、筑西市飯島、8,295 m²、101,205 m²、2、2。

次のページをお願いします。

15番、所有権移転有償、羽方字本田西、田、田、150 m²、筑西市国府田、筑西市羽方、5,475 m²、21,353 m²、3、1。

16番、所有権移転有償、羽方字二ツ塚、田、田、1,420 m²、筑西市羽方、筑西市国府田、21,353 m²、5,475 m²、2、2。

17番、所有権移転有償、海老江字吉添、田、田、200 m²、外2筆、合計3筆、合計面積 5,041 m²、筑西市下岡崎二丁目、筑西市野殿、12,132 m²、1,930,180 m²、1、1。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を2番よりお願いします。

赤城美子
委員

12番、赤城です。

2番、6番、7番について報告いたします。去る1月30日、明野支所内におきまして書類審査を行いました。まず2番ですが、何度か保留になっていた案件であり、現地を確認してきました。以前は、太い木が何本も立っていた場所でしたが、きれいに伐採されて整地されていました。受人に電話で確認をとると、麦か稲を植える予定とのことでした。渡人にも後日、売買に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いします。続きまして6番ですが、昨年父の死去に伴い相続した土地とのことでした。進入路がなく使い道のない土地なので、隣の家の受人に父の代より貸していた土地で、受人は家庭菜園として使用していた場所です。そこで買ってほしいと持ちかけたところ、快く売買が成立したそうです。電話で申請内容に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願

たします。続きまして17番について報告します。受人は大規模経営者で、規模拡大を図っております。近くも耕作しています。後日、電話で受人と渡人に売買に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

4番をお願いします。

蓮沼俊男
委員

16番、蓮沼が報告します。

1月30日に書類審査をいたしまして、その後、双方に電話をしました。受人の方は大企業でありまして、受付の方に電話をしたところ、この会社での営農型太陽光発電施設の担当部署が受付では分からないのでホームページで検索をしてから電話をしてくださいという返事だったんですよね。渡人については、何度もこの総会にもでている会社なので、まあ担当者にも実際会っていますし、問題ないということで渡人の確認はできました。今回、地上権の設定で渡人と受人の方で売電事業を引き継ぐということでの申請でありまして、問題ないと考えております。但し、実際この案件は、1月の総会で審議する予定だったんですけど、営農型であるという以上、作物の栽培が確認できなかったもので、1月は見送って今月の総会に提出というかたちでありました。以上、報告を終わります。

議長

5番をお願いします。

岩淵進
委員

6番の岩淵です。

3条の5番と13番の案件を報告します。まず5番なんですけど、先月30日、書類審査を行いました。後日、渡人受入双方に電話連絡をして、申請内容の確認を行いました。申請内容に間違いがなく、また書類に不備もなく、許可相当と思われませんが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。続いて13番の案件です。この案件も先月30日に書類審査を行いました。後日、渡人受入双方に申請内容の確認をしたところ、間違いがないということです。書類に不備もなく許可相当と思われませんが、皆様方の更なる審議をお願いします。以上です。

議長

7番をお願いします。

栗島和子
委員

3番、栗島です。

7番についてご報告いたします。先月の25日に書類審査を行いました。受人の方は地元でも大きく経営をされている方で、規模拡大を予定しています。また渡人の方も電話で確認をいたしまして、間違いのないことを確認しました。更なる皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長

8番をお願いします。

宮山繁治
委 員

17番、宮山です。
私からは、8番と14番について提案します。1月29日に書類を確認してあります。まず8番なんですが、もうすでに受人の方が耕作をしております。規模拡大のために購入するというようなことです。渡人は農林公社ですので問題ないと思います。本人についても自宅訪問をして確認をとってあります。次に14番ですが、渡人の方が高齢であって、自営業をやっております。多忙で農業は無理だというようなことで、近くの大規模耕作者に買ってもらうことにしたという話を渡人受人共に自宅訪問をしまして確認しました。問題ないと思います。両方共に許可相当と思いますが、更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

9番をお願いします。

柴保
委 員

2番、柴です。
9番と15番、16番についてご報告いたします。去る29日に書類審査をしました。まず9番ですが、渡人と受人が話し合いをもったところ、農作業の利点から売買に至ったということでありまして、許可相当と思われます。次に15番、16番であります。こちらの案件も受人と渡人との話し合いで、農作業の利点から考えまして売買に至ったということで、問題はないかと思えます。許可相当と思われます。更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

10番をお願いします。

高島敏男
委 員

21番、高島です。
ナンバー10の報告をいたします。去る29日に書類審査をいたしております。その後、電話にて確認いたしました。特にこの土地は、受人が30年以上耕作している土地だそうです。今回、渡人受人共、30年耕作をしてもらったということで、問題なく決まったということです。以上のことから売買は適正と判断しました。更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

11番をお願いします。

飯泉孝
委 員

4番、飯泉です。
11番を報告させていただきます。先月の29日に書類審査を行いまして、後日電話での確認をとりましたところ、この渡人は高齢者ということで、また後継者もいないので、手離すことにしたということでございました。受人はですね、この申請地の畑が家の近所にあるということで、今回の売買に至ったということでございました。許可相当かと思われます。皆様の更なるご審議の程をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長

調査委員よりの報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 61 号、受付番号 2 番と、4 番から 11 番及び、13 番から 17 番を採決いたします。

議案第 61 号、受付番号 2 番と、4 番から 11 番及び、13 番から 17 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 61 号、受付番号 2 番と、4 番から 11 番及び、13 番から 17 番は原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 62 号「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。

それでは議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、板橋主任よりご説明を申し上げます。

それでは、ご説明申し上げます。議案書の 7 ページをお願いします。議案第 62 号、農地法第 5 条の規定による許可について、令和 6 年 2 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

まず、番号 1 番、2 番は保留となります。

続いて番号 3 番、権利：賃貸借権、所在：東石田字西原、登記簿地目：畑、現況地目：畑、面積：1,908 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積：2,142 m²、譲渡人又は貸主：筑西市東石田、譲受人又は借主：札幌市中央区南九条西、転用事由：店舗敷地。

申請地は、市立上野小学校の東側約 1.5 k m、県道つくば真岡線沿いに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は市外に本店を置き食料品小売業を営む法人です。新店舗を出店するにあたり、申請地が適地と判断し申請するものです。

次のページをお願いします。

4 番、所有権移転有償、玉戸字山ヶ島、畑、畑、1,148 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,745 m²、筑西市西方、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、県立下館工業高校の北西側約 800m、JR 水戸線玉戸駅の南側約 1.5 k m に位置する農業公共投資のされていない小集団の第 2 種農地です。申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。

5 番、所有権移転有償、折本字中山、畑、畑、1,028 m²、外 1 筆、合計 2 筆、

合計面積 1,348 m²、筑西市折本、広島県広島市西区楠木町、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の北側約 340m、国道 294 号線の東側約 160 mに位置する 500m以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

6 番、所有権移転有償、折本字中山、畑、畑、660 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,441 m²、筑西市折本、東京都渋谷区恵比寿南、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鉄道真岡線折本駅の北側約 340m、国道 294 号線の東側約 160 mに位置する 500m以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

次のページをお願いします。

7 番、所有権移転有償、中根字北浦、畑、畑、300 m²、筑西市海老ヶ島、筑西市海老ヶ島、自己住宅。

申請地は、筑西市役所明野支所の南東側約 1.2 k m、県道筑西つくば線の西側約 60mに位置する広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、今後子供が生まれる予定があり手狭になることから新たに自己住宅を建築すべく申請するものです。

8 番、9 番は実質的に同一の事業であるため併せてご説明いたします。

8 番、所有権移転有償、井上字斉通、畑、畑、839 m²、筑西市井上、筑西市井上、資材置場。

9 番、使用貸借権、井上字斉通、畑、畑、872 m²、筑西市井上、筑西市井上、資材置場。

申請地は、筑西市立関城中学校の北東側約 1 k m、関東鉄道常総線黒子駅の北西側約 1 k mに位置する広がりのある第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。申請者は、申請地の隣地にて土木、建築業を営む法人です。今般、事業規模の拡大に伴い資材置場が不足したことから、これを新たに確保すべく申請するものです。

次のページをお願いします。

10 番、所有権移転有償、柳字三王山、畑、畑、330 m²、東京都江戸川区松島、筑西市新治、自己住宅。

申請地は、JR 水戸線新治駅の南側約 460m、県道つくば真岡線の西側約 600 mに位置する 500m以内に鉄道の駅のある第 2 種農地です。申請者は、現在市内の借家にて生活しておりますが、自己住宅の建築を計画し申請地が適地とみなし申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

11 番、賃貸借権、門井字筈崎、畑、畑、598 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 1,258 m²、筑西市門井、笠間市五平、太陽光発電設備。

申請地は、国道 50 号線の南側約 600m、市立新治小学校の北東側約 450mに

位置する農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。申請者は市外に本店を置き太陽光発電事業を行う法人です。安定した売電収入を確保するにあたり申請地が適地と判断し申請するものです。なお、候補地の検討がなされております。

12番、所有権移転有償、折本字北板堂、畑、畑、2,274 m²、筑西市口戸、筑西市折本、資材置場。

申請地は、真岡鉄道真岡線の西側約200m、国道294号線の東側約80mに位置する300m以内に鉄道の駅のある第3種農地です。申請者は、申請地の隣地で土木建設業を営む法人です。今般、事業拡張に伴い資材置場が不足したため新たに確保すべく申請するものです。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

赤城美子
委員

12番赤城が、3番と7番について報告いたします。

1月30日、明野支所内におきまして書類審査を行い、その後、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局で現地を確認してきました。まず3番ですがコンビニエンスストアの敷地に転用とのことでした。現地は十字路の角で、道路より一段低くなっている土地で、現在は納屋が建っており、イチョウの木や立木などの太い木が生えている場所でした。許可がおりたら砕石等で土盛りをして納屋を壊し、立木を伐採するとのことでした。後日、受人渡人双方に電話にて、申請に間違いのないことを確認しました。よって転用の許可は許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく願いいたします。続きまして7番ですが、現地は広い道路から入った道路沿いで、両隣には家が建っていました。受人は、適当な場所を探していたらハウスメーカーの方から紹介され現地に決めたそうです。後日、渡人受人双方に電話で申請に間違いのないことを確認しました。書類に不備も見られず許可相当と思われませんが、皆様方の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

4番をお願いします。

永井尚子
委員

19番、永井がご報告いたします。

1月29日に書類審査及び現地調査を実施いたしました。現地は休耕になっている土地で、後継者がいないことからこの取引に応じたそうです。その後、電話により取引の内容を確認しました。受人、渡人双方共、この申請に間違いのないとのことでした。皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議長

5番をお願いします。

坂入進
委員

24番、坂入です。

第5条の5番、6番、12番を報告いたします。いずれも1月29日に書類審査

及び現地確認を行いました。また後日、電話による確認もいたしました。5番、6番につきましては、渡人が同じでありまして、太陽光発電設備の転用であります。最寄り駅から500㎡以内となっております。第2種農地でございますので、特に問題はないかと思われまます。12番におかれましても資材置場の転用となっております。こちらも第2種農地であり、双方とも問題はないと思われまますが、皆様方の更なる審議の程をよろしくお願いいたします。

議 長 8番をお願いします。

齊藤一弥 13番、齊藤です。

委 員 8番と9番が関連がありますので一緒に報告いたします。1月29日に書類審査そして現地調査を行いました。その後、受人渡人に電話で確認をいたしました。8番は有償の所有権移転、9番が使用貸借の申請です。受人が土木建設業を営んでおりまして、資材置場が必要ということで、8番と9番の渡人に土地を譲ってくれないかということで話があったそうです。9番は、使用貸借ということになりました。渡人受人共に同意の上ということで許可相当と思われまますが、皆様ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 10番をお願いします。

蓮沼俊男 16番、蓮沼が報告申します。

委 員 1月30日に書類審査後、協和地区の委員さん全員で現地を確認してまいりました。その後、双方に電話をいたしました。渡人は遠方であるため元々処分を考えていたようです。受人は、協和地区の市内に住んでいる方であり、家を建てたいので不動産屋に相談をしたところ、今回の申請土地にあたったようです。この申請土地は、周りに住宅が並んでいる土地で何ら問題ないというふうに確認してまいりました。更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 11番をお願いします。

稲見 8番、稲見です。

くに子 11番について報告します。1月30日、書類審査及び現地確認を行いました。後日、電話確認を行いました。受人の方は、電話確認で申請内容に間違いがないとのことでした。現地は以前、渡人が太陽光で申請があり、現在、太陽発電をしている隣です。農業委員さん、農地利用最適化推進委員さん全員が許可してもいいだろうということになりました。書類に不備もなく許可相当かと思われまますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 62 号を採決いたします。

議案第 62 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 62 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 63 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
板橋主任

それでは、同じく板橋主任よりご説明申し上げます。

それでは説明します。議案書 12 ページをお願いします。議案第 63 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 6 年 2 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、所在：江字新宮、登記簿地目：畑、現況地目：宅地、面積：183 m²、判定地目：宅地、現況：住宅敷地、所有者：筑西市江。

申請地は、市立関城西小学校の南側約 1.5 k m、JR 水戸線新治駅の南側約 1.5 k m に位置する土地です。昭和 45 年には、農地ではないとして、家屋所在証明書を添付し証明願が出されております。

2 番、下中山字下中山、田、宅地、228 m²、宅地、住宅敷地、筑西市下中山。

申請地は、県道筑西つくば線の西側約 90m、市立養蚕小学校の南東側約 470 m に位置する土地です。昭和 54 年には、農地ではないとして、家屋評価証明書を添付し証明願が出されております。

3 番は保留となります。

4 番、梶内字幸福地、畑、宅地、58 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 480 m²、宅地、建物敷地、筑西市門井。

申請地は市立上野小学校の北東側約 800m、県道谷和原筑西線の東側約 80m に位置する土地です。平成 15 年には、農地ではないとして、課税証明書を添付し証明願が出されております。以上です。

議長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を 1 番よりお願いします。

栗島菊雄
委 員

18 番、栗島です。

1 番と 4 番をご報告申し上げます。過日、関城地区の委員全員で現地を確認してまいりました。事務局の説明どおり、1 番と 4 番は、農地としての利用が不可能という判断で、現況確認証明書の発行を許可相当という判断をしてまいりました。以上です。

議 長

2 番をお願いします。

永井尚子
委 員

19 番、永井がご報告いたします。

1 月 29 日、書類確認と現地調査を行いました。申請によれば、昭和 54 年頃から住宅が建立され宅地として使用されていたようです。現地の状況も住宅が建っており、宅地として使用されているのが確認できるものでした。したがって、非農地証明の発行は可能と判断しますが、皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 63 号を採決いたします。

議案第 63 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 63 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、議案第 64 号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について」を上程いたします。

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

高島補佐よりご説明申し上げます。

議案第 64 号について説明いたします。議案書の 14 ページをお願いいたします。議案第 64 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案の提出について、令和 6 年 2 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農用地利用集積計画・総括表について説明いたします。契約開始日が令和 6

年4月1日となります。現況地目は田、畑です。3年未満、筆数14筆、面積34,245㎡。3年以上6年未満、筆数19筆、面積17,920㎡。6年以上10年未満、筆数5筆、面積3,107㎡でございます。合計が筆数38筆、面積55,272㎡となっております。詳細につきましては、次の16ページとなっております。詳細の朗読は省略させていただきます。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありました。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第64号を採決いたします。

議案第64号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画を提出することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第64号は原案どおり、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画を提出することに、決しました。

次に、議案第65号「令和6年度農業労働力賃金標準額の設定について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 同じく、高島補佐よりご説明申し上げます。

高島補佐 議案第65号につきまして、議案書の17ページをお願いいたします。議案第65号、令和6年度農業労働力賃金標準額の設定について、令和6年2月9日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

まず修正をお願いいたします。18ページの労働賃金については、一般作業7,500円となっておりますので、7,700円に訂正をお願いします。労働賃金については、一般作業7,700円、1日8時間を基準としています。こちらにつきましては、茨城県の最低賃金が現在953円であることも踏まえて7,700円で提案させていただきます。実際に支払う金額は、作業の内容によって当事者間の話し合いで作業賃金を調整して頂くこととなります。続きまして、請負作業料金10a当たりの料金でございます。こちらは18ページになります。作業料金の設定については、7月に下館担い手協議会と協議して設定しており、前回からの改訂はありませんでしたので、これを基にしまして前回と同じ金額でご提案させていただきます。また、この料金はあくまでも参考でありますの

で、作業の条件及び難易度等により、当事者間で話し合っ
て作業料金を調整していただくこととなります。説明は以上
です。ご審議をお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありました
が、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告
をお願いいたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。

総会前に開催いたしました農政企画審議会において、令和
6 年度農業労働力賃金標準額の設定について、慎重に協議、
検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のない
ことをご報告いたします。以上です。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 65 号について、ご質疑がありましたら、願
いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め
以上で質疑を終結いたします。

議案第 65 号を採決いたします。

議案第 65 号は原案どおり、令和 6 年度農業労働力賃
金標準額を設定することに賛成の委員は挙手を願
います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 65 号は原案どおり、令和
6 年度農業労働力賃金標準額を設定することに、決
しました。

次に、議案第 66 号「令和 6 年度賃借料情報の提供
について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願
います。

事務局長
高島補佐

それでは、同じく高島補佐よりご説明を申し上げ
ます。

議案第 66 号、議案書の 21 ページをお願いいた
します。令和 6 年度賃借料情報の提供について、令
和 6 年 2 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水
柿重壽。令和 5 年 1 月～12 月に公告された、田の賃
貸借 1,533 筆と使用貸借 43 筆の合計 1,576 筆、畑
については、賃貸借 752 筆と使用貸借 174 筆の合
計 926 筆のデータから、それぞれ算出しております。
こちらの平均額が、田が 18,831 円、畑が 7,830 円
でございました。こちらの数字をもとにしまして、田
が 18,000 円、畑が 7,000 円という金額を事務局
から提案させていただきまして、農政企画審議会に
おいて審議していただいたものでございます。なお、
この賃借料情報の金額は、あくまでも参考金額とし
て情報提供するものでございます。地域により圃場条件

等に違いがございますので、実際の賃借料は地主と耕作者のお互いの話し合いで金額を決定していただくこととなります。以上、田 18,000 円、畑 7,000 円のご提案となります。審議をよろしくお願いいたします。

議 長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いいたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18 番、栗島です。
やはり、総会前の農政企画審議会において、令和 6 年度賃借料情報の提供について、慎重に協議、検討いたしました結果、事務局提案のとおりで異議のないことをご報告いたします。

議 長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。
議案第 66 号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。
議案第 66 号を採決いたします。
議案第 66 号は原案どおり、令和 5 年度賃借料情報を提供することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第 66 号は原案どおり、令和 6 年度賃借料情報を提供することに、決しました。

次に、議案第 67 号「筑西市農地利用最適化推進委員候補者の決定について」を上程いたします。

なお、当議案については、4 番議席 飯泉委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、除斥を願います。

午後 3 時 22 分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
高島補佐

同じく高島補佐よりご説明を申し上げます。
議案第 67 号、筑西市農地利用最適化推進委員候補者の決定について、令和 6 年 2 月 9 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。お配りしました候補者の名簿をお願いいたします。

担当区域順に申し上げます。第1担当区域が海老沢正巳さん。第2担当区域、が外山宗一さん。第3担当区域、飯泉孝さん。第4担当区域、日向野真一さん。第5担当区域、鈴木益生さん。第6担当区域、福田眞佐子さん。第7担当区域、飯島智さん。第8担当区域、渡辺雅彦さん。第9担当区域、大崎三千也さん。第10担当区域、竹内敏さん。第11担当区域、杉山正利さん。第12担当区域、池田洋詞さん。第13担当区域、柴洋さん。第14担当区域、渡辺一さん。第15担当区域、坂入正行さん。第16担当区域、古宇田新市さん。第17担当区域、鈴木康之さん。第18担当区域、荒山正明さん。第19担当区域、中野久弥さん。第20担当区域、日向憲一さん。以上20名が筑西市農地利用最適化推進委員の候補者でございます。定員20名に対しまして、20名の応募がございました。農地利用最適化推進委員の候補者の選考につきましては、12月の総会で農政企画審議会から意見を聴取することが承認されましたので、1月10日の農政企画審議会において審議を行っていただきました。その結果、応募いただいた20名が農地利用最適化推進委員の候補者として決定されました。委嘱の承認につきましてご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、ここで、農政企画審議会 栗島委員長より審議の報告をお願いいたします。

栗島菊雄
農政企画
審議会
委員長

18番、栗島です。

この審議は、先月開催されました第6回農政企画審議会において、筑西市農地利用最適化推進委員の候補者の決定について、やはり慎重に検討いたしました結果、意義のないことをご報告いたします。以上です。

議長

栗島委員長より農政企画審議会の報告がありました。

議案第67号について、ご質疑がありましたら、お願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第67号を採決いたします。

議案第67号は原案どおり、筑西市農地利用最適化推進委員候補者決定について、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって、議案第67号は原案どおり、20人を筑西市農地利用最適化推進委員候補者とすることに、決しました。

ここで、4番議席 飯泉委員の除斥を解きます。

次の日程の前に、先程の報告66号、令和5年度賃借料と申しましたが、令和6年です。申し訳ございませんでした。ご了承ください。

次に、日程第4、報告第57号から第59号を、事務局より説明願います。

事務局長
中澤課長

それでは、中澤課長よりご説明を申し上げます。

私からは、報告第57号から報告第59号までを一括してご説明させていただきます。

初めに29ページをお開き願います。報告第57号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、令和6年2月9日提出、筑西市農業委員会 会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

届出件数は1件でございます。こちらは公的施設用地等における転用で、道路敷地1件の届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に31ページをお願いいたします。報告第58号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、令和6年2月9日提出、筑西市農業委員会 会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちらは公的施設用地等における道路敷地1件のほか、市街化区域内における所有権移転等を伴う転用で、倉庫敷地1件、自己住宅1件、宅地分譲用地3件、共同住宅1件の届出受理の専決処理を行ったものがございます。

次に34ページをお願いいたします。報告第59号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、令和6年2月9日提出、筑西市農業委員会 会長水柿重壽。次のページをお願いいたします。

合意解約の通知のありました件数31件でございます。詳細の説明は省略させていただきます。説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて令和5年度第11回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和6年2月9日

議 長

署名委員

署名委員